

工認作成要領 改訂2からの変更点 比較表

<凡例>

黒文字：改訂2版から変更しないもの

赤文字：改訂2版から変更したもの

番号	項目 (頁)	3次改正案【変更後】	2次改正【変更前】	備考																		
1	本文 (2-1)	<p>2.2 要目表の記載方法</p> <p>(1) 施設に共通する記載</p> <p>a. 共用について</p> <p>(a) 東海第二発電所登録側の共用する設備の名称についての表記は以下とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要目表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設/ 可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(東海, 東海第二発電所共用)」を記載する。</td> <td>△△ポンプ (東海, 東海第二発電所共用)</td> </tr> </tbody> </table>	要目表の記載方法		記載例	常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(東海, 東海第二発電所共用)」を記載する。	△△ポンプ (東海, 東海第二発電所共用)	<p>2.2 要目表の記載方法</p> <p>(1) 施設に共通する記載</p> <p>a. 共用について</p> <p>(a) 東海第二発電所登録側の共用する設備の名称についての表記は以下とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要目表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設/ 可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(東海, 東海第二発電所共用)」を記載する。</td> <td>△△ポンプ (東海, 東海第二発電所共用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 東海第二発電所登録側の重大事故等時のみ共用とする設備の名称についての表記は以下とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要目表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設/ 可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(重大事故等時のみ東海, 東海第二発電所共用)」を記載する。</td> <td>緊急時対策所用発電機 (重大事故等時のみ東海, 東海第二発電所共用)</td> </tr> </tbody> </table>	要目表の記載方法		記載例	常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(東海, 東海第二発電所共用)」を記載する。	△△ポンプ (東海, 東海第二発電所共用)	要目表の記載方法		記載例	常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(重大事故等時のみ東海, 東海第二発電所共用)」を記載する。	緊急時対策所用発電機 (重大事故等時のみ東海, 東海第二発電所共用)	<p>・重大事故時のみ東海第二発電所と共用する設備はないことを確認したため、重大事故時の記載は削除しました。 (コメントリスト No. 6696)</p>
要目表の記載方法		記載例																				
常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(東海, 東海第二発電所共用)」を記載する。	△△ポンプ (東海, 東海第二発電所共用)																				
要目表の記載方法		記載例																				
常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(東海, 東海第二発電所共用)」を記載する。	△△ポンプ (東海, 東海第二発電所共用)																				
要目表の記載方法		記載例																				
常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(重大事故等時のみ東海, 東海第二発電所共用)」を記載する。	緊急時対策所用発電機 (重大事故等時のみ東海, 東海第二発電所共用)																				
2	本文 (2-2)	<p>(b) 共用に関する記載ルールについて</p> <p>「東海第二発電所登録側」に設備仕様一式を記載する。</p>	<p>(c) 共用に関する記載ルールについて</p> <p>①「東海第二発電所登録側」に設備仕様一式を記載する。</p> <p>②「東海発電所登録側」には、設備仕様一式は記載せず、共用設備の「名称」及び「共用すること」を文章で記載する。</p>	<p>・東海発電所登録側の設備はないことを確認したため、記載を削除しました。</p>																		
3	本文 (2-6)	<p>(k) 工事計画書に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については、「変更後」に、「撤去」または「廃止」を記載する。なお、改造にあたって別表第一対象外のポンプは変更後に「-」を記し、注記を付記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。 ・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず、廃止手続きを行うもの。 <p>(別紙1 記載例 9/13 : ①参照)</p> <p>(別紙1 記載例 10/13 : ①参照)</p>	<p>(k) 工事計画書に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については、「変更後」に、「撤去」または「廃止」を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。 ・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず、廃止手続きを行うもの。 <p>(別紙1 記載例 9/12 : ①参照)</p>	<p>・改造の対象となるポンプについて、別表第一の記載では「ポンプ除く」と記載されているため、撤去及び廃止したことを明確にするため、記載を追記しました。</p>																		

<凡例>
 黒文字：改訂2版から変更しないもの
 赤文字：改訂2版から変更したもの

番号	項目 (頁)	3次改正案【変更後】	2次改正【変更前】	備考
4	本文 (2-6)	<p>(1) 別表第一に該当する取替対象設備については、「変更後」に取替えを実施する旨を注記に記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 11 / 13 : ①参照)</p>	<p>(1) 取替対象設備であり、取替後も仕様が同じ場合は、「変更後」に取替を実施する旨を注記に記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 10 / 12 : ①参照)</p>	<p>・取替対象設備で取替後も仕様が同じ場合において、対象とする範囲が明確でなかったため、記載を適正化しました。</p>
5	本文 (2-9)	<p>j. 使用前検査未完了の工事</p> <p>(a) 新規制施行前に工事の計画の認可又は届出した工事のうち、使用前検査に合格していないもので、今回の一体工事として手続きするものについては、「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合、「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し、注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>例：届出した工事</p> <p>注記 *1：記載内容は、既工事計画書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号工事計画届出書）による。なお、本工事計画書は、①届出した工事計画に対して基本設計方針の②変更を行うことに伴い申請するものである。</p> </div>	<p>j. 使用前検査未完了の工事</p> <p>(a) 新規制施行前に工事の計画の認可又は届出した工事のうち、使用前検査に合格していないもので、今回の一体工事として手続きするものについては、「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合、「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し、注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>例：届出した工事</p> <p>注記 *1：記載内容は、既工事計画書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号工事計画届出書）による。なお、本工事計画書は、届出した工事計画に対して基本設計方針の変更等を行うことに伴い申請するものである。</p> </div>	<p>・使用前検査未完了の工事の記載について記載例を以下のように修正しました。</p> <p>①「届出した」 → 「届け出した」</p> <p>②「変更等」 → 「変更」</p>
6-1	本文 (2-別3-2)	<p>3. 「溢水防護上の配慮が必要な機器等」について</p> <p>3.1 防護区画との関係について</p> <p>溢水防護上の配慮を必要とする機器等と溢水防護区画との関係が分かるように要目表の取付箇所の欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。</p> <p>なお、「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。</p> <p>また、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については図1及び図2に示す。</p> <p style="text-align: right;">(記載例③参照)</p>	<p>3. 「溢水防護上の配慮が必要な機器等」について</p> <p>3.1 防護区画との関係について</p> <p>溢水防護上の配慮を必要とする機器等と溢水防護区画との関係が分かるように要目表の取付箇所の欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。</p> <p>なお、「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。</p> <p>また、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については図1に示す。</p> <p style="text-align: right;">(記載例③参照)</p>	<p>・溢水防護上の配慮が必要な高さの記載方法について、要目表に記載する整理フローを追記し、明確にしました。</p>

<凡例>
 黒文字：改訂2版から変更しないもの
 赤文字：改訂2版から変更したもの

番号	項目 (頁)	3次改正案【変更後】	2次改正【変更前】	備考																		
6-2	本文 (2-別3-3)	<p>・「溢水防護上の配慮を必要とする機器」と「溢水防護の対象設備以外の機器」の記載方法</p> <p>・「溢水防護上の配慮を必要とする機器」と「溢水防護の対象設備以外の機器」の考え方</p> <p>図1 「溢水防護上の区画番号」と「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法及び考え方</p>	<p>・「溢水防護上の配慮を必要とする機器」と「溢水防護の対象設備以外の機器」の記載方法</p> <p>・「溢水防護上の配慮を必要とする機器」と「溢水防護の対象設備以外の機器」の考え方</p> <p>図1 「溢水防護上の区画番号」と「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法及び考え方</p>	<p>・溢水防護上の配慮が必要な高さの記載方法について、要目表に記載する整理フローを追記し、明確にしました。</p>																		
6-3	本文 (2-別3-4)	<p>・設置許可基準規則 第9条の法令要求対象機器 ・S級設備</p> <p>※1：以下に該当する設備は評価対象外としている。 ① 溢水により機能喪失しない。(静的機器等) ② 原子炉格納容器内環境使用の設備である。 ③ 動作機能の喪失により安全機能に影響しない。 ④ 他の設備で代替できる。</p> <p>※2：「溢水源がない区画」とは溢水源となる設備がなく、かつ積欠活動も想定していない区画を指す。</p> <p>図2 要目表の整理フロー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>「溢水防護上の区画番号」</th> <th>「溢水防護上の配慮が必要な高さ」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>区画番号を記載する。</td> <td>区画内で最も低い機能喪失高さを記載する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td>要目表対象ではない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td>要目表対象ではない。</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>「-」を記載する。</td> <td>「-」を記載する。</td> </tr> <tr> <td>(参考：E)</td> <td>(「-」を記載する。)</td> <td>(「-」を記載する。)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	「溢水防護上の区画番号」	「溢水防護上の配慮が必要な高さ」	A	区画番号を記載する。	区画内で最も低い機能喪失高さを記載する。	B		要目表対象ではない。	C		要目表対象ではない。	D	「-」を記載する。	「-」を記載する。	(参考：E)	(「-」を記載する。)	(「-」を記載する。)		同上
分類	「溢水防護上の区画番号」	「溢水防護上の配慮が必要な高さ」																				
A	区画番号を記載する。	区画内で最も低い機能喪失高さを記載する。																				
B		要目表対象ではない。																				
C		要目表対象ではない。																				
D	「-」を記載する。	「-」を記載する。																				
(参考：E)	(「-」を記載する。)	(「-」を記載する。)																				

